



住宅再建宅地対策補助金をご利用ください

市の復興事業により整備した事業区域内の宅地の安全性向上のため、被災者が自宅敷地の安全対策工事を行う場合に要する経費に対し補助金を交付します。諸条件や申請書類など、詳しくはお問い合わせください。

対象	次の全てに該当する人 ・東日本大震災により自宅が被災し、り災証明書または被災を証明する書類の交付を受けられる人 ・市の復興事業により整備した事業区域内で、自宅のある土地の安全対策工事を行う人 ・平成23年3月11日以降に実施した工事	
	①地盤改良工事 宅地の弱い地盤（※）に対して行う地盤改良工事費の合計額の1/2とし、一宅地につき、50万円を限度 ○地表から0.5m～2.5mの地層に、地盤支持力30kN/m ² 未満の地層がある場合 ○地表から2.5m～5.5mの地層に、荷重が0.5kN以下で自沈する層がある場合	
②転落防止柵設置工事 高低差が1m以上の区間内における転落防止柵の設置工事の工事費の合計額または設置延長1mにつき1万円として積算した金額のいずれか低い額		<p>②転落防止柵 転落防止柵 擁壁など 道路など 1m以上</p>
補助対象	③擁壁工事 同一宅地内で、高低差が0.5m以上ある箇所に擁壁を設置する工事	(1) 拥壁高0.5m以上1m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ1m当たり9万円として算出した金額のいずれか低い額 (2) 拥壁高1m以上2m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ1m当たり13万円として算出した金額のいずれか低い額 (3) 拥壁高2m以上の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ1m当たり18万円として算出した金額のいずれか低い額
	③階段工事 同一宅地内で、高低差が0.5m以上ある箇所に階段を設置する工事	(1) 階段高0.5m以上1m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または8万円のいずれか低い額 (2) 階段高1m以上2m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または10万円のいずれか低い額 (3) 階段高2m以上の場合 補助対象工事費の合計額、または12万円のいずれか低い額

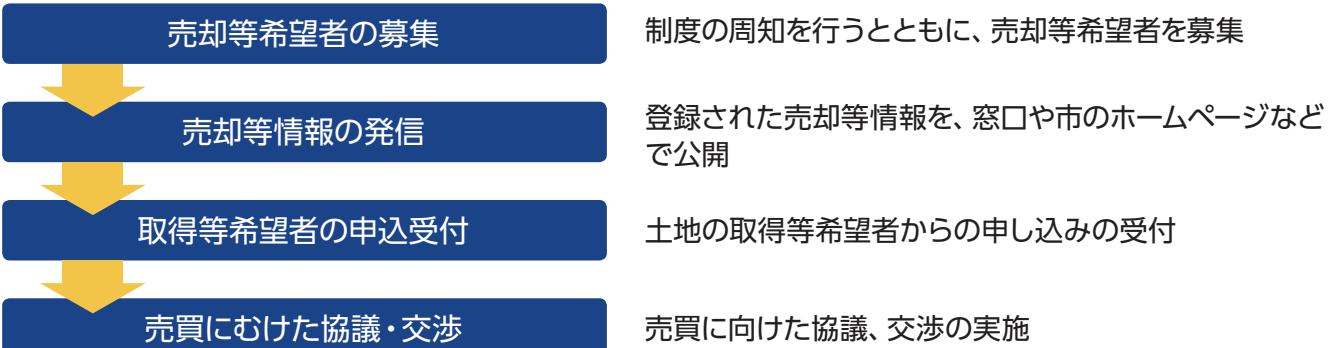
※ 「弱い地盤」の定義は、「釜石市住宅再建宅地対策補助金交付要綱」による

問い合わせ 市都市整備推進室 管理係 ☎27-8437

釜石市区画整理土地活用支援制度に登録されている土地情報を公開します

市は、土地区画整理事業による宅地造成後の土地（換地）の利活用を推進するため、区画整理土地活用支援制度を開始しました。登録された売却や賃貸を希望する土地情報を、市の窓口やホームページで公開していますので、土地の取得、賃借をお考えの人は利用をご検討ください。

【制度の運用方法】



■ 土地情報利用方法（土地の購入、賃借を希望する人）

- 利用申し込み用紙、申し込み誓約書に必要事項を記入の上、持参または郵送で市都市整備推進室へ提出してください
- 申し込み用紙などは、市都市整備推進室に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます

■ 注意事項

市は、売却などの情報登録と発信のみを行い、売買などに係る交渉や協議には関与しません。土地の売買、賃貸借金額やその他の条件については、宅地建物取引業者を通じて協議、相談してください。なお、土地情報の登録や利用に費用はかかりません。

申し込み・問い合わせ

市都市整備推進室 区画整理係
〒026-8686 只越町3-9-13 市役所第5庁舎2階
☎27-8437 FAX22-9505

土地売却など情報登録箇所（8月3日時点）



市単独被災者住宅再建補助金（拡充）の申請を受け付けています

市は、東日本大震災により被災し自宅を失った人が、市内で住宅を新築・購入した場合の住宅再建に係る補助金制度を平成30年1月から拡充しています。

拡充前に補助金を受給した人も、追加して申請手続きすることにより拡充分を受け取ることができます。まだ申請していない人はお早めの手続きをお願いします。

○釜石市単独被災者住宅再建支援事業補助金（住宅再建支援）

◆対象 住宅が全壊（大規模半壊解体および半壊解体を含む）し、市内で住宅を新築または購入した人で、被災者生活再建支援金（建設・購入）を受給した人

◆補助額	H30.1月以降に補助金申請する人	H30.1月以前に補助金受給済みの人（拡充）
震災当複数世帯	上限130万円	上限30万円
震災当単数世帯	上限97万5,000円	上限22万5,000円

※購入金額により、追加支給の対象にならない場合があります

※申請に必要な書類などについては市生活支援室へお問い合わせください

問い合わせ 市生活支援室 住宅再建支援係 ☎22-1171

県営災害公営住宅の入居者を募集します

県は、東日本大震災により住宅を失った人などを対象に、市内5カ所の県営災害公営住宅の入居者を次のとおり募集します。

団地名	間取り	募集戸数	申し込み可能世帯人数	予定入居時期
平田（大字平田6-1-9）	1DK	1戸	単身または2人世帯	入居手続き終了後 (10月以降)
	2DK	10戸	人数制限なし	
	3DK	3戸	人数制限なし	
	2DK 車いす対応	1戸	人数制限なし	
片岸（片岸町1-11-22）	3DK	1戸	人数制限なし	
嬉石第1（嬉石町2-4-5）	1DK	1戸	単身または2人世帯	
	3DK	1戸	人数制限なし	
嬉石第2（嬉石町3-1-12）	1DK	1戸	単身または2人世帯	
両石（両石町2-58-10）	1DK	1戸	単身または2人世帯	
	2DK	3戸	人数制限なし	
	3DK	2戸	人数制限なし	

・募集した団地ではペットの飼育はできません

・募集戸数を上回る申し込みがあった場合は抽選となります

・詳しくは、受付窓口などで配布する募集案内をご覧ください

・間取りが「2DK 車いす対応」となっている住戸（他の2DKより家賃が高くなる）は、車いすを使用しない世帯も申し込みます

募集期限	8月24日（金）（消印有効）
募集案内配布受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> （一財）岩手県建築住宅センター（県営住宅指定管理者） ☎019-623-4414 または ☎0120-208-201 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ2階 （一財）岩手県建築住宅センター 沿岸支所 ☎55-5742 〒026-0024 大町1-4-7 大町復興住宅4号棟1階 ・県沿岸広域振興局 土木部管理課 ☎25-2708 <p>※受付時間は9時～17時（土・日曜日を除く）</p> <p>※申込書の郵送は、岩手県建築住宅センターへ</p>
その他	<p>募集案内は、県のホームページからダウンロードできる他、次の場所でも配布しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地区の県合同庁舎土木部または土木センター管理課 ・市都市計画課 ・大船渡市、陸前高田市、宮古市、大槌町、山田町の各公営住宅担当課

問い合わせ （一財）岩手県建築住宅センター ☎019-623-4414 または ☎0120-208-201

東部地区と嬉石松原地区の住居表示が変更されます

東部地区と嬉石松原地区では、8月25日（土）から、復興事業により整備した道路などの形状に合わせるため、住所を表すための住居表示が変更されます。この住居表示の変更では、地区内の一部対象者の住所が変更されます。

住所変更の必要がある人には、1ヶ月前までに「住居表示変更通知書」と「住所変更手続きのしおり」を送付していますのでご覧ください。

■手続き

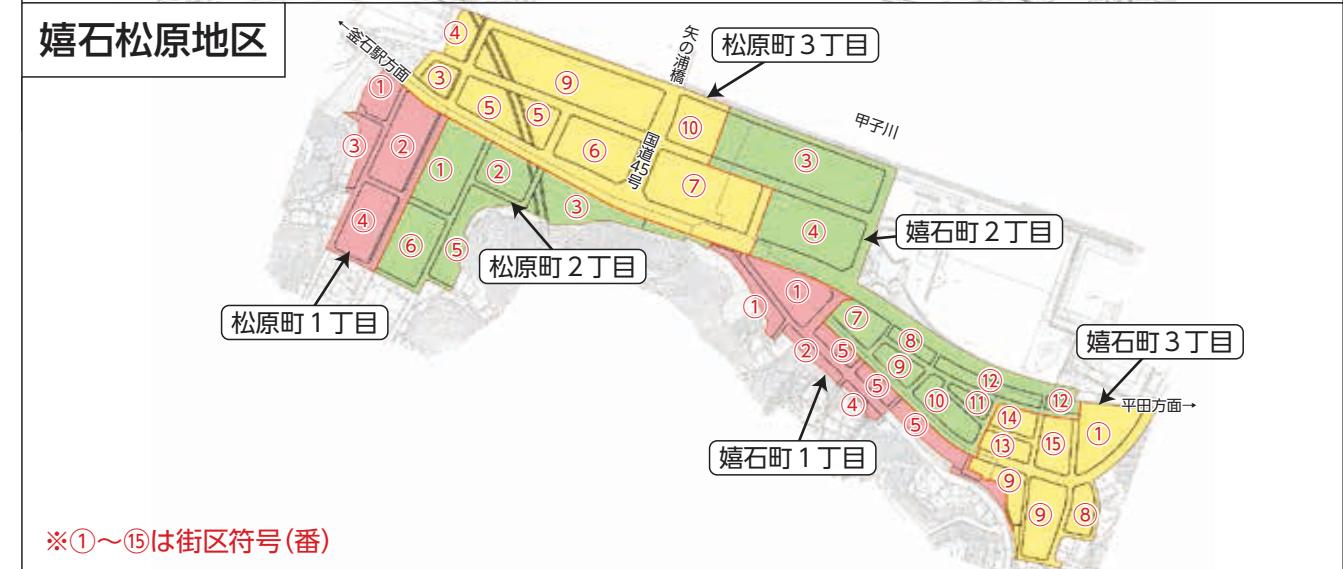
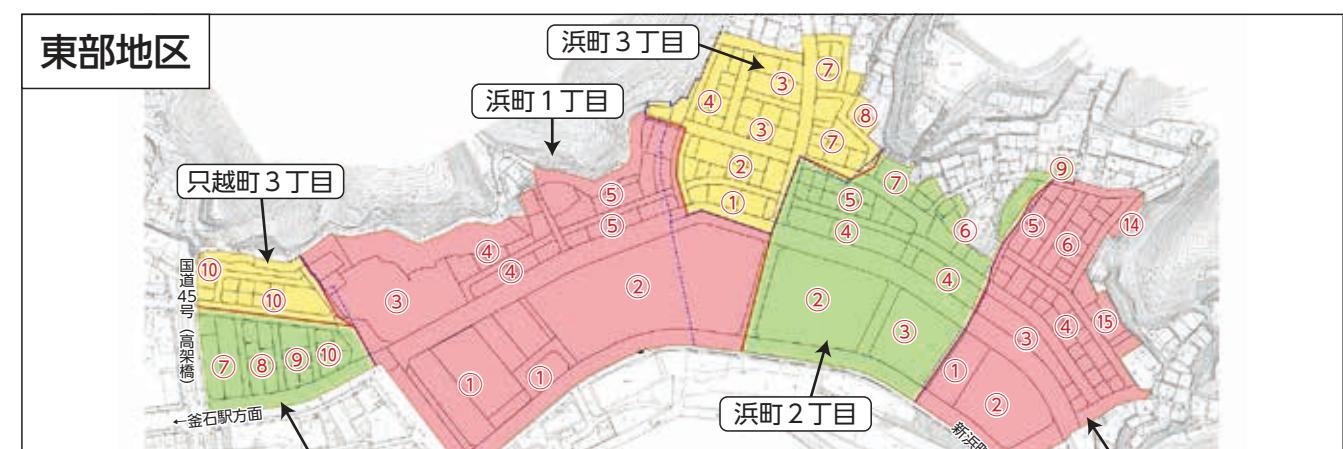
次のとおり市が変更するものと、個人による変更の手続きが必要なものがありますので、忘れずに手続きしてください。

市が変更するもの	個人に変更をお願いするもの
○住民票、印鑑証明書	○マイナンバーカード、通知カード
○国民健康保険被保険者証	○社会保険証
○国民年金・厚生年金受給者の住所	○厚生年金被保険者の住所
○上下水道の住所	○自動車運転免許証
○土地・建物登記簿の表題部 など	○電気、電話、ガス、テレビ
	○預金通帳、生命保険、株式
	○土地・建物登記簿の権利部 など

※本籍を居住地にそろえたい人は転籍の届け出が必要です。詳しくは市民課市民登録係にご相談ください

■手続可能日

8月25日（土）以降 ※土・日曜日、祝日を除く



※①～⑯は街区符号（番）

問い合わせ 市都市整備推進室 都市拠点復興係、区画整理係 ☎27-8437